

第77回国民体育大会日光市競技会弁当調達実施要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者に提供する弁当について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 対象及び取扱期間

種類	対象者	期間	内容
斡旋弁当	選手 監督 視察員 報道員	大会期間中	申込に応じて有償で提供する弁当
支給弁当	競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会係員 競技会補助員	大会業務に従事する期間	実行委員会から無償で提供する弁当

5 弁当調製施設の指定及び取消

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき、弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指

定書（別記様式）を交付する。

- (3) 実行委員会は、指定された弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- ① 食品衛生関係法令に基づく許可が取り消されたとき。
 - ② 食品衛生関係法令に基づき、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - ③ 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ④ 弁当調達業務を第三者に委託したとき。
 - ⑤ その他実行委員会が弁当調達施設の指定が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所

実行委員会は、弁当引換所を競技会場内に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行なう。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(別記様式)

第77回国民体育大会日光市競技会弁当調製施設指定書

年 月 日

様

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長

第77回国民体育大会日光市競技会における弁当調製施設として、次のとおり指定します。

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	第77回国民体育大会日光市競技会
適用期間	大会業務期間中